

# 第28期 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2026年5月27日（水曜日）  
午前10時00分（午前9時00分開場）

## 場所

東京都千代田区神田練塀町3  
ヒューリック秋葉原タワービルデ  
ィング5F  
アキバホール

## 決議事項

議 案 剰余金処分の件

## 目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	6
計算書類	22
監査報告書	37

法令及び当社定款第15条に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。  
したがって、ご送付している書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と一致しておりませんので、あらかじめご了承ください。

株式会社ハブ

証券コード：3030

○当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネット等（「スマート行使」を含む）による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

○今後の状況変化により諸々の対応に変更が生じた場合は、下記当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

(<https://www.pub-hub.co.jp>)



証券コード 3030  
2026年5月11日  
(電子提供措置の開始日 2026年5月1日)

株 主 各 位

東京都千代田区外神田三丁目14番10号  
**株 式 会 社**    **ハ                    ブ**  
代表取締役社長    太 田    剛

## 第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.pub-hub.co.jp/ir/meeting.html>



また、当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引  
所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）又は証券  
コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご確認くださいませ  
ようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネット等（「スマート行使」を  
含む）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご  
検討いただき、後述の議決権行使のご案内に従って2026年5月26日（火曜日）午後7時まで  
に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年5月27日（水曜日）午前10時00分  
〔午前9時00分開場〕
2. 場 所 東京都千代田区神田練塀町3  
ヒューリック秋葉原タワービルディング5F アキバホール
3. 目的事項  
報告事項 第28期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
議 案 剰余金処分の件
4. その他招集にあたっての決定事項
  - (1) 代理人による議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
  - (2) ご返送いただいた議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - (3) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎ウェブサイトに掲載しております電子提供措置事項は、株主総会参考書類等の全文であるため、頁番号、項番、参照頁が株主の皆様宛にお送りしております招集ご通知と一致しておりませんので、あらかじめご了承ください。

# 議決権行使のご案内

株主総会参考書類をご検討の上、議決権のご行使をお願い申し上げます。議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

## 株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** 2026年5月27日(水曜日)午前10時  
(受付開始:午前9時)

## 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようにご返送ください。

**行使期限** 2026年5月26日(火曜日)午後7時到着分まで

## インターネットによる議決権行使



パソコン又はスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。議決権行使ウェブサイト及び議決権行使方法の詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

**行使期限** 2026年5月26日(火曜日)午後7時まで

## 議決権行使プラットフォームによる議決権行使のご案内～機関投資家の皆様へ～

機関投資家の皆様には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

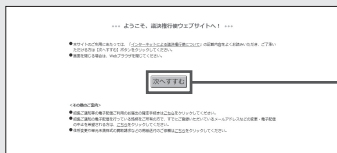
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

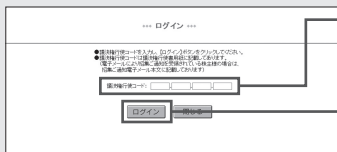


- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

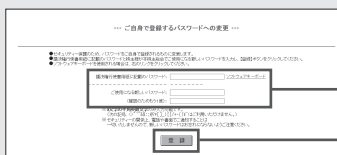
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## スマートフォンにてQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

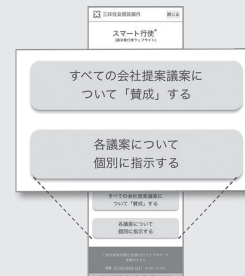
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## インターネットによる議決権行使についての注意事項

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

※パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。又、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましても、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社

 **0120-652-031**

受付時間：午前9時～午後9時

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への還元を重要課題として認識し、配当原資確保のための収益力を強化し、内部留保資金を確保しつつ、配当性向30%を目安とする業績に連動した配当を行うことを基本方針としております。

当期におきましては、繰延税金資産の計上に伴い当期純利益が当初予想を上回る結果となりました。今回の利益増加は、会計上の法人税等調整額（益）の計上によるものであり、現預金の増加を伴うものではありませんが、株主の皆様への還元をより一層充実させるため、期末配当を1株当たり普通配当10円とするとともに、1株当たり1円の特別配当を実施し、合わせて1株当たり11円といたします。

#### 1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金11円  
総額 138,357,098円

#### 2. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年5月28日

以 上

# 事 業 報 告

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や堅調なインバウンド需要に支えられ、緩やかな回復基調を維持しました。一方で、海外情勢の悪化や為替の影響による物価高を背景に、エネルギーコスト・原材料費・物流費・人件費などの上昇傾向を内包しております。

外食産業においても、緩やかな回復基調は続いているものの、原材料費の高騰、人件費・光熱費・物流費・建築費の上昇、さらには消費者の節約志向といった構造的課題が依然として存在し、先行きの不透明な経営環境が続いています。

このような中、当社は「創業50年ビジョン（2022-2030）」を達成すべく、「挑戦」をテーマとする「中期経営計画（2025-2027）」を策定いたしました。日本全国の人流拠点をターゲットとした出店戦略「Smash47」を軸に、全国を対象とした出店、「既存店客数増」を目指す施策、処遇改善による優秀な人財の確保と定着を推し進めております。

当社の取り組みとしましては、メンバーズシステムを基軸に据え、新規客の獲得と既存客のリピート促進に注力してまいりました。新規集客においては、IPやスポーツコンテンツ、自治体とのタイアップに加え、東京・京都の両競馬場や平塚競輪場へ期間限定出店を実施し、幅広い層へ「HUB・82」の認知を広げる機会を創出しました。放映においては放映時間帯やコンテンツを拡充し、多様なファン層やインバウンドの観戦需要を確実に捉えております。あわせて、インバウンドを対象としたメンバーズカード施策も継続し、多角的な集客チャネルの強化に取り組みました。

あわせて、これらの施策を通じた店舗での体験価値向上を図るべく、各企画に連動したテーマ性豊かな新商品を投入し、多くのお客様よりご支持をいただいております。商材の訴求力を高めるキャンペーンメニューを月次で展開するとともに、店舗運営では接客サービスおよび提供品質の更なる向上を目指した改善活動を徹底いたしました。また、マーケティング施策においては、メンバーズシステムに蓄積された顧客データを精緻に分析し、顧客属性に応じたパーソナライズなクーポン配信を実施するなど、デジタル活用の最適化に努めております。

新規出店につきましては、4月に当社初のJR駅改札内店舗であり、Jリーグチーム「ジェフユナイテッド市原・千葉」とのコラボレーション店舗となる「HUB JEF UNITED PUB ペリエ千葉エキナカ店」、9月に「HUBアミュプラザみやざき店」、12月に「HUB富山MAROOT店」を出店し、店舗数は110店舗となりました。宮崎県初出店となる「HUBアミュプラザみやざき店」はJR宮崎駅直結の商業施設「アミュプラザみやざき ひむかきらめき市場」への出店となり、富山県初出店となる「HUB富山MAROOT店」はJR富山駅前の商業施設「MAROOT」へ出店いたしました。いずれもJR商業施設内への出店であり、当社の出店戦略「Smash47」を着実に推進しております。また、来期には静岡駅周辺および大分駅周辺への新規出店を決定しております。

以上の結果、当事業年度においては、売上高は11,335百万円（前年同期比6.6%増）、営業利益は534百万円（前年同期比17.9%増）、経常利益は528百万円（前年同期比19.8%増）、当期純利益は609百万円（前年同期比36.7%増）となりました。

## **(2) 対処すべき課題**

当社は「挑戦」をテーマに掲げた中期経営計画（2025-2027）を策定いたしました。その2年目である2027年2月期では「企業価値最大化～変革を恐れず、最大の価値を追求し、全国へ～」を年度方針に定め、コスト上昇と適正価格の両立が厳しく問われる変革期において、ステークホルダーに対する提供価値を徹底的に磨き上げ、変化を恐れず価値創出に向けた挑戦を続けることで、英国風PUB事業のさらなる発展を目指してまいります。なお、従前より課題として認識し、継続的に対処している取組みは以下のとおりであります。

### **①メニュー充実等による差別化について**

当社は、食材・仕入先・物流等の見直しを継続的に行うことにより仕入コストの削減を図り、週刊誌価格メニューを継続してまいります。また、伝統的な英国PUBフードを独自のレシピでアレンジしたメニューも充実させ、差別化を図ってまいります。さらに、1品1品のクオリティとサービスレベルを高めることで顧客満足度を向上させてまいります。

### **②新規出店について**

当社は、駅・空港・商業施設内への出店を推進する新たな戦略「Smash47」を掲げ、47都道府県をターゲットに厳選した200店舗体制の構築を目指してまいります。

### ③人財の採用及び育成について

当社は、大卒定期採用と通年採用（アルバイト社員登用制度）により、出店計画等に沿った綿密な人員計画を策定しております。入社後についても、それぞれの段階に沿った教育・研修プログラムを体系化させた「ハブ大学」を通じて、さらなる人財の育成に努めてまいります。さらに、飲食業に従事する者にとって、より働きやすい職場環境の実現に向けて整備してまいります。

### (3) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資は、HUBブランド3店舗（HUB JEF UNITED PUB ペリエ千葉エキナカ店、HUBアミュプラザみやざき店、HUB富山MAROOT店）の新規出店や既存店の改装などに483,997千円の投資を行いました。

### (4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### (6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

### (8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                            | 年 度  | 2023年2月期<br>(第25期) | 2024年2月期<br>(第26期) | 2025年2月期<br>(第27期) | 2026年2月期<br>(第28期)<br>(当事業年度) |
|--------------------------------|------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高                            | (千円) | 7,550,814          | 9,780,764          | 10,632,044         | 11,335,384                    |
| 経常利益<br>又は経常損失 (△)             | (千円) | △561,698           | 255,392            | 441,096            | 528,385                       |
| 当期純利益<br>又は当期純損失 (△)           | (千円) | △283,706           | 270,628            | 446,030            | 609,828                       |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純損失 (△) |      | △22円56銭            | 21円52銭             | 35円46銭             | 48円48銭                        |
| 総資産                            | (千円) | 7,376,793          | 6,931,732          | 6,184,208          | 6,653,559                     |
| 純資産                            | (千円) | 2,246,140          | 2,516,748          | 2,894,707          | 3,407,606                     |
| 1株当たり純資産額                      |      | 178円58銭            | 200円09銭            | 229円55銭            | 268円04銭                       |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は自己株式数を控除した期末発行済株式数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第25期の期首から適用しており、第25期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を適用した後の指標等となっております。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

## (11) 主要な事業の内容 (2026年2月28日現在)

当社は英国風PUB事業等を営んでおります。

## (12) 主要な事業所及び店舗 (2026年2月28日現在)

- ① 本社 東京都千代田区外神田三丁目14番10号
- ② 店舗

| 都道府県 | 店舗数       |
|------|-----------|
| 北海道  | 1店        |
| 宮城県  | 2店        |
| 埼玉県  | 3店        |
| 千葉県  | 7店        |
| 東京都  | 61 (13)店  |
| 神奈川県 | 11 (2)店   |
| 新潟県  | 1店        |
| 富山県  | 1店        |
| 愛知県  | 4店        |
| 京都府  | 3店        |
| 大阪府  | 11店       |
| 兵庫県  | 1店        |
| 福岡県  | 3店        |
| 宮崎県  | 1店        |
| 合計   | 110 (15)店 |

(注) ( ) 内の数字は82ブランドの店舗数を表しております。

## (13) 従業員の状況 (2026年2月28日現在)

| 従業員数 (前期末比増減) | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------------|-------|--------|
| 312名 (6名増)    | 34.9歳 | 9.8年   |

(注) 上記従業員のほかに、臨時雇用者506名 (月間所定労働時間換算による期中平均人員) を雇用しております。

#### (14) 主要な借入先の状況 (2026年2月28日現在)

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 555,000千円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 380,000千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 305,840千円 |

#### 2. 会社の株式に関する事項 (2026年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 35,280,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,577,918株 (自己株式 252,282株を除く)
- (3) 株主数 13,400名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株主名                               | 持株数        | 持株比率   |
|-----------------------------------|------------|--------|
| 株式会社MIXI                          | 2,517,600株 | 20.02% |
| ロイヤルホールディングス株式会社                  | 1,865,200株 | 14.83% |
| 株式会社久世                            | 1,098,000株 | 8.73%  |
| みのりホールディングス株式会社                   | 830,000株   | 6.60%  |
| 高野 慎一                             | 210,000株   | 1.67%  |
| ハブ社員持株会                           | 156,500株   | 1.24%  |
| 太田 剛                              | 114,300株   | 0.91%  |
| 伊藤 真己                             | 72,900株    | 0.58%  |
| THE BANK OF NEWYORK MELLON 140044 | 70,000株    | 0.56%  |
| ハブ役員持株会                           | 57,300株    | 0.46%  |

(注) 持株比率は自己株式 (252,282株) を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項（2026年2月28日現在）

##### (1) 取締役及び監査役の状況

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                     |
|-----------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 太 田 剛   | —                                                                                                                                                                |
| 常 務 取 締 役 | 井 上 泉 佐 | 営業本部長                                                                                                                                                            |
| 常 務 取 締 役 | 高 見 幸 夫 | 管理本部長                                                                                                                                                            |
| 取 締 役     | 土 屋 雅 嗣 | 営業部長                                                                                                                                                             |
| 取 締 役     | 西 野 敏 隆 | Eye to Iコンサルティング代表                                                                                                                                               |
| 取 締 役     | 西 尾 修 平 | 株式会社HiOLI 取締役会長                                                                                                                                                  |
| 取 締 役     | 松 本 里 絵 | 株式会社サニーサイドアップ 取締役<br>公益社団法人日本パブリックリレーションズ協会 副理事長<br>株式会社エアサイド 取締役                                                                                                |
| 常 勤 監 査 役 | 石 塚 義 一 | —                                                                                                                                                                |
| 監 査 役     | 柳 堀 泰 志 | 柳堀公認会計士事務所 所長<br>税理士法人IgnisPartners 代表社員<br>株式会社RJパートナーズ 代表取締役<br>株式会社コラントッテ 社外取締役<br>GLC GROUP株式会社 社外取締役（監査等委員）<br>株式会社日本テクノ開発 社外取締役（監査等委員）<br>株式会社セイファート 社外取締役 |
| 監 査 役     | 太 田 慈 子 | 一橋綜合法律事務所 パートナー弁護士                                                                                                                                               |

- (注) 1. 取締役西野敏隆氏、西尾修平氏及び松本里絵氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役柳堀泰志氏及び太田慈子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役柳堀泰志氏は、公認会計士及び税理士として、財務、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役西野敏隆氏、取締役西尾修平氏、取締役松本里絵氏、監査役柳堀泰志氏及び監査役太田慈子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役西野敏隆氏、西尾修平氏及び松本里絵氏、並びに当社と社外監査役柳堀泰志氏及び太田慈子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役、社外監査役がその職務を行うにあたり善意であり、かつ重大な過失がないときに限られております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用について、当該保険契約により補填することとしております。

但し、法令違反の行為であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### (ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を定めており、指名・報酬委員会に諮問し、その審議・答申を経て2023年5月25日の取締役会にて決議しております。

#### (イ) 決定方針の内容の概要

当社取締役の報酬は、取締役の役位及び職責、並びに他社水準等を総合的に勘案して定める基本報酬と、企業価値を長期的に高めるインセンティブとして機能するよう、株主還元や成長戦略投資等の原資にも繋がる経常利益及び当期純利益と連動した業績連動報酬によって構成（ただし、社外取締役の報酬は固定報酬のみ）しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬である基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬限度額は、2018年5月23日開催の定時株主総会において、取締役は年額150,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含んでおりません。うち社外取締役は年額15,000千円以内）、監査役は年額30,000千円以内として決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は2名）、監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

現任取締役の個人別の報酬額については、固定部分と変動部分の具体的な決定について、取締役会から授権された代表取締役社長が指名・報酬委員会へ諮問し、その審議・答申を踏まえた上で決定するものとしております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。また、新任取締役の個人別の報酬額については、基本報酬について代表取締役社長が、指名・報酬委員会へ諮問し、その審議・答申を踏まえた上で決定するものとしております。指名・報酬委員会は、取締役の報酬等について、決定の妥当性及びプロセスの透明性を確保すべく、取締役会の諮問に応じる任意の組織として設置された利害関係者でない独立社外取締役と代表取締役社長からなる委員会であります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定については、取締役会として、代表取締役社長（太田剛）が指名・報酬委員会へ参加し、審議・答申を踏まえ決定しており、上記決定方針に沿うものであるため、妥当と判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |               | 対象となる<br>役員の員数(名) |
|------------------|---------------------|--------------------|---------------|-------------------|
|                  |                     | 基本報酬               | 業績連動報酬        |                   |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 94,050<br>(8,550)   | 73,680<br>(8,550)  | 20,370<br>(—) | 8<br>(4)          |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 13,464<br>(5,400)   | 13,464<br>(5,400)  | —<br>(—)      | 4<br>(3)          |
| 合計               | 107,514<br>(13,950) | 87,144<br>(13,950) | 20,370<br>(—) | 12<br>(7)         |

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の継続的向上を図るため、取締役に対して業績連動報酬を支給しております。

業績連動報酬額の算定基礎として選定した業績指標の内容は、前事業年度の経常利益及び当期純利益であります。この指標の外部公表値に対する実績の達成度に応じて業績連動報酬額を算定いたします。前事業年度の経常利益外部公表値は、経常利益420,000千円、当期純利益370,000千円であり、実績は、経常利益441,096千円、当期純利益446,030千円でありました。

当該業績指標を選定した理由は、経営活動の総合的な収益力を示す経常利益と最終的な収益力を示す当期純利益を同時に向上させることが、企業価値を長期的に高めることに繋がり、ひいては株主還元や成長戦略投資等の原資確保になるためであります。

業績連動報酬の額は、業績報酬の基準表に基づき、報酬限度額の範囲内で、会社業績を基本に、職責、評価を考慮して代表取締役社長が決定しております。なお、社外取締役及び監査役の報酬は、独立性確保の観点から業績と連動させず、基本報酬のみを支給することとしております。

⑥ 非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 社外役員の主な活動状況

| 氏名        | 出席状況                           | 発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要                     |
|-----------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 取締役 西野 敏隆 | 取締役会 14回中 14回                  | 長年にわたる証券会社における豊富な業務経験と知見に基づき、必要な発言を適宜行うなど、適切な役割を果たしております。 |
| 取締役 西尾 修平 | 取締役会 14回中 14回                  | 経営者としての豊富な経験と知見に基づき、必要な発言を適宜行うなど、適切な役割を果たしております。          |
| 取締役 松本 里絵 | 取締役会 10回中 10回                  | 経営者としての豊富な経験と知見に基づき、必要な発言を適宜行うなど、適切な役割を果たしております。          |
| 監査役 柳堀 泰志 | 取締役会 14回中 14回<br>監査役会 13回中 13回 | 公認会計士及び税理士としての専門的見地に基づき、必要な発言を適宜行うなど、適切な役割を果たしております。      |
| 監査役 太田 慈子 | 取締役会 10回中 10回<br>監査役会 10回中 10回 | 弁護士としての専門的見地に基づき、必要な発言を適宜行うなど、適切な役割を果たしております。             |

### ② 重要な兼職先と当社との関係

当社とEye to Iコンサルティング、株式会社HiOLI、株式会社サニーサイドアップ、公益社団法人日本パブリックリレーションズ協会、株式会社エアサイド、柳堀公認会計士事務所、税理士法人IgnisPartners、株式会社RJパートナーズ、株式会社コラントッテ、GLC GROUP株式会社、株式会社日本テクノ開発、株式会社セイファート及び一橋総合法律事務所との間に特別な関係はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                | 支 払 額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 31,500千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 31,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(2)の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認、検討いたしました結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の独立性や信頼性等において問題があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として、「企業行動指針」を制定する。その徹底を図るため、社長を内部統制総括責任者とし、総務担当部門においてコンプライアンスの取り組みを統括し、同部門を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は、社内のコンプライアンスの状況を監査する。取締役会は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、従業員が直接情報提供できる体制として社内通報システムを整備し、「社内通報規程」に基づきその運用を行う。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報（議事録、稟議書等）を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じていつでもこれらの文書等を閲覧できる。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、安全、衛生、品質及び情報等に係るリスクについては、それぞれの主管部門にて、規則規程及びガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布及び研修の実施等を行い、全社的なリスク状況の監視及び対応は、総務担当部門が統括する。内部監査部門は、社内のリスク管理の状況を監査する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、それに基づいた中期経営計画及び年度経営計画を策定する。

月次業績を含む職務の進捗状況について、その結果を迅速にデータ化し、経営会議及び取締役会にて定期的にレビューし、目標未達の要因分析とその改善を促すことにより、効率的な業務遂行体制を確保する。

**(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役は、内部監査部門の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。監査役から監査業務に必要な事項の命令を受けた当該使用人は、その命令に関して取締役及び所属上長の指揮命令を受けない。

**(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、社内通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する。

**(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、経営会議をはじめとする社内の主要な会議に出席し、監査役として必要な場合は意見を述べることができる。また、内部監査部門及び会計監査人と連携し相互の意思疎通、情報交換その他により、実効的な監査体制を確立する。

**(8) 財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制**

財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書（基本計画書）」に基づき、必要な体制の整備及び運用を行い、その有効性を定期的に評価するとともに評価結果を取締役会に報告する。

**(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業活動にも悪影響を及ぼす反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為を行わないことを基本方針とする。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催しており、当期においては14回開催いたしました。取締役会では、重要な経営事項についての決定、月次業績及び各業務執行取締役が担当する職務執行状況の報告を実施し、取締役の職務執行の適法性の確保、適正性及び効率性を高めるため、当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍しております。
- (2) 監査役会を毎月開催し、各監査役は監査に関する重要事項の決議、報告、協議を行っております。また、常勤監査役は、経営会議等の重要な会議への出席や稟議書等の閲覧により業務執行の状況を把握することで監査の実効性を確保しております。さらに、内部監査部門及び会計監査人との緊密な連携を保つため、定期的に連絡会を開催するなど情報交換を行い、監査の有効性及び効率性を高めております。
- (3) 前年度の監査状況を踏まえ作成した内部監査計画に基づき、法令、定款及び社内規程への準拠性を確かめ、誤謬、脱漏、不正等の防止に役立てるとともに、経営の合理化及び効率化の促進を図り、業務監査、会計監査、店舗監査及び内部統制監査を実施しております。
- (4) すべての役職員等が法令等を遵守し高い倫理性を保持して業務を遂行する体制を確立し、当社の適正な事業運営と健全な発展を図ることを目的として「コンプライアンス規程」を策定しております。また、具体的な行動指針を明示するため「コンプライアンスガイドブック」を作成するとともに、コンプライアンスへの理解を深め健全な職務執行を行う環境を整備するため「コンプライアンス講習」を実施しております。
- (5) 従来より継続してお取引先様との契約書に反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、新規お取引先様に対しては、反社会的勢力に該当するか否かについて調査を実施するなど、反社会的勢力排除に努めております。

~~~~~  
本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率は表示桁未満を四捨五入して表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(6,653,559)	(負債の部)	(3,245,952)
流動資産	(3,358,492)	流動負債	(1,749,996)
現金及び預金	2,635,312	買掛金	273,808
売掛金	353,820	1年内返済予定の長期借入金	392,370
原材料及び貯蔵品	89,174	リース債務	16,433
前払費用	156,685	未払金	172,593
未収入金	46,958	未払費用	343,954
その他	76,541	契約負債	153,498
固定資産	(3,295,066)	未払法人税等	34,359
有形固定資産	(1,368,328)	未払消費税等	101,113
建物	1,099,526	賞与引当金	179,914
車両運搬具	318	その他	81,950
工具、器具及び備品	204,765	固定負債	(1,495,956)
リース資産	56,834	長期借入金	848,470
建設仮勘定	6,883	リース債務	41,542
無形固定資産	(69,139)	長期前受収益	29,825
ソフトウェア	67,580	長期未払金	4,000
電話加入権	1,558	資産除去債務	572,118
投資その他の資産	(1,857,598)	(純資産の部)	(3,407,606)
出資金	80	株主資本	(3,371,361)
長期前払費用	32,557	資本金	(100,000)
繰延税金資産	351,445	資本剰余金	(1,727,158)
保険積立金	314,228	資本準備金	100,000
差入保証金	1,072,286	その他資本剰余金	1,627,158
その他	87,000	利益剰余金	(1,817,773)
資産合計	6,653,559	利益準備金	8,162
		その他利益剰余金	1,809,611
		繰越利益剰余金	1,809,611
		自己株式	(△273,570)
		新株予約権	(36,245)
		負債及び純資産合計	6,653,559

# 損 益 計 算 書

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		11,335,384
売 上 原 価		3,379,022
売 上 総 利 益		7,956,361
そ の 他 の 営 業 収 入		105,531
営 業 総 利 益		8,061,892
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,527,410
営 業 利 益		534,482
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,349	
助 成 金 収 入	6,462	
保 険 配 当 金 入	2,891	
雑 収 入	2,650	17,353
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23,353	
雑 損 失	97	23,450
経 常 利 益		528,385
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	2,540	
減 損 損 失	40,373	42,913
税 引 前 当 期 純 利 益		485,472
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	33,639	
法 人 税 等 調 整 額	△157,996	△124,356
当 期 純 利 益		609,828

本計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率は表示桁未満を四捨五入して表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	100,000	100,000	1,627,158	1,727,158	8,162	1,325,562	1,333,724
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△125,779	△125,779
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	609,828	609,828
新 株 予 約 権 の 発 行	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	484,049	484,049
当 期 末 残 高	100,000	100,000	1,627,158	1,727,158	8,162	1,809,611	1,817,773

(単位：千円)

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△273,570	2,887,312	7,395	2,894,707
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	-	△125,779	-	△125,779
当 期 純 利 益	-	609,828	-	609,828
新 株 予 約 権 の 発 行	-	-	28,849	28,849
当 期 変 動 額 合 計	-	484,049	28,849	512,899
当 期 末 残 高	△273,570	3,371,361	36,245	3,407,606

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法 (1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法) によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 3～6年

(2) 無形固定資産……………定額法によっております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用……………定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は英国風PUB事業を展開しております。PUB事業において顧客からの注文を受け原則前払いで対価を受領することにより顧客への履行義務が生じ、注文に応じた商品及び関連するサービスを提供することで履行義務が充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

##### 1. 固定資産の減損

###### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
固定資産	1,457,510
減損損失	40,373

###### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗等を単位とし、全社共用資産については、共用資産を含むより大きな単位である全社でグルーピングしております。資産グループごとに、収益性の低下等により減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループの残存耐用年数に係る割引前将来キャッシュ・フローの合計額が帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。資産グループごとの将来キャッシュ・フローの前提になる店舗ごとの事業計画には経営者が承認した各店舗の売上及び売上原価等の見積りが含まれております。

そのため今後の状況が当該見積りと乖離する場合は、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	404,086
繰延税金負債	52,641
繰延税金資産（純額）	351,445

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の事業計画に基づいた課税所得を見積り、これに将来加算一時差異を加算し、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について、繰延税金資産を計上しております。課税所得の見積りについては一定の仮定に基づいております。

そのため今後の状況が当該仮定と乖離する場合は、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

## 3. 資産除去債務

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
資産除去債務	572,118

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

店舗等の賃貸借物件について、店舗閉鎖時の原状回復費用を過去の実績等から算定し、これを現在価値に割引いた金額を資産除去債務として計上しております。

そのため、将来の原状回復費用が見積額と異なる場合や経済状況の変化等により変動が生じた場合は、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

- |                     |             |
|---------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額   | 4,987,549千円 |
| (減損損失累計額が含まれております。) |             |
| 2. 関係会社に対する金銭債務     |             |
| 短期金銭債務              | 4,308千円     |

(損益計算書に関する注記)

## 1. 減損損失

当事業年度において、資産の収益性が低下し投資回収が困難になった以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額 (千円)
店舗設備	東日本 (22店) 西日本 (4店)	建物	7,268
		その他	33,104
		合計	40,373

当社は、英国風PUB事業における店舗等の資産を独立したキャッシュ・フローを生み出す単位とし、全社共用資産については共用資産を含むより大きな単位である全社でグルーピングしております。

当該店舗は、周辺地域の社会、経済環境変化で業績が低迷しており、今後、回復の見込みがないため減損損失を認識いたしました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値で測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスの場合は無いものと評価しております。

## 2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,176千円
営業収入	122千円
販売費及び一般管理費	44,340千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	12,830,200株	－株	－株	12,830,200株
合 計	12,830,200株	－株	－株	12,830,200株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	252,282株	－株	－株	252,282株
合 計	252,282株	－株	－株	252,282株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2025年5月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	125,779千円	10円	2025年 2月28日	2025年 5月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2026年5月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	138,357千円	11円	2026年 2月28日	2026年 5月28日

(注) (2)の配当金の総額は、2026年5月27日開催予定の定時株主総会において決議を予定しております。

#### 4. 新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当事業年度末残高
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
当 社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	36,245千円
合計			—	—	—	—	36,245千円

(税効果会計に関する注記)

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	169,298千円
賞与引当金	62,250千円
減価償却費	1,756千円
減損損失	132,132千円
資産除去債務	202,529千円
一括償却資産	5,233千円
その他	81,642千円
繰延税金資産小計	654,843千円
評価性引当額	△250,756千円
評価性引当額小計	△250,756千円
繰延税金資産合計	404,086千円

##### 繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△52,641千円
繰延税金負債合計	△52,641千円
繰延税金資産の純額	351,445千円

## 2. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」が課されることとなりました。

これに伴い、2027年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

### (金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に店舗の新規出店等の設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入及びリース等により調達しております。一時的な余資は短期的な預金等で運用しており、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、そのほとんどが1ヶ月以内に回収されているため、そのリスクは限定的であります。

差入保証金は、主に店舗の賃借時に差し入れているものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、金額的重要性の観点から取引開始時に信用判定を行うとともに、店舗開発担当部門が定期的に取り先の信用状態を調査することによりリスクの軽減を図っております。

営業債務である未払費用は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金として調達を行い、返済日は決算日後5年以内であります。

また借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金運用計画を作成し、更新することにより流動性リスクを管理しております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	1,072,286	997,343	△74,943
資産計	1,072,286	997,343	△74,943
長期借入金	1,240,840	1,234,348	△6,491
負債計	1,240,840	1,234,348	△6,491

(注) 「現金及び預金」、「売掛金」及び「未払費用」については、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	997,343	－	997,343
資産計	－	997,343	－	997,343
長期借入金	－	1,234,348	－	1,234,348
負債計	－	1,234,348	－	1,234,348

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

差入保証金

差入保証金の時価については、合理的に見積った期間でその将来キャッシュ・フローの合計額を決算日現在の国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価については、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、固定金利によるものの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	英国風PUB事業
売上	
東日本（北海道、東北、関東、中部）	9,244,290
西日本（近畿、九州）	2,091,093
その他の営業収入	105,531
顧客との契約から生じる収益	11,440,915
その他の収益	—
外部顧客への売上高及びその他の営業収入	11,440,915

(表示方法の変更)

前事業年度において、「西日本」に含めておりました「中部」につきましては、管理区分の見直しを行ったため、当事業年度より「東日本」に含めて表示しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	354,751
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	435,363
契約負債（期首残高）	138,933
契約負債（期末残高）	153,498

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	268.04円
1株当たり当期純利益	48.48円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

~~~~~  
本計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率は表示桁未満を四捨五入して表示しております。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年4月13日

株 式 会 社 ハ ブ  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ  
東 京 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 會 澤 正 志

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 田 義 浩

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハブの2025年3月1日から2026年2月28日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月13日

株式会社 ハブ 監査役会

|       |         |   |
|-------|---------|---|
| 常勤監査役 | 石 塚 義 一 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 柳 堀 泰 志 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 太 田 慈 子 | Ⓔ |

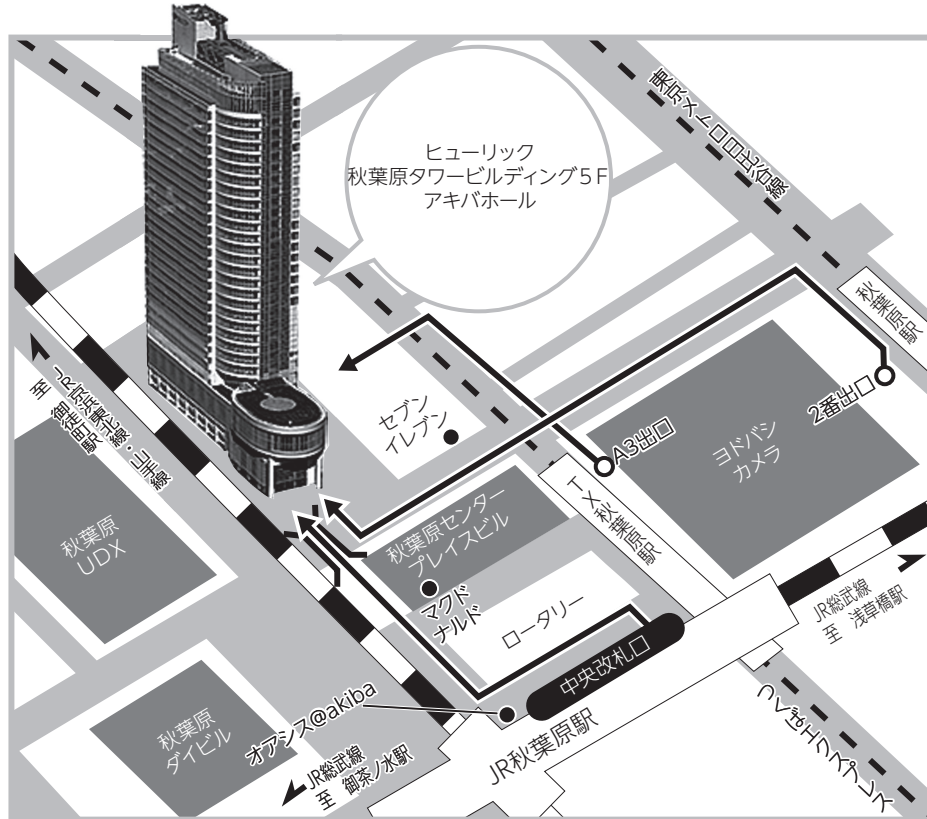
以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区神田練塀町3  
ヒューリック秋葉原タワービルディング5F アキバホール  
電話番号 (050)3000-2741

会場最寄駅

- |             |      |             |
|-------------|------|-------------|
| ・JR線        | 秋葉原駅 | 中央改札口より徒歩2分 |
| ・つくばエクスプレス線 | 秋葉原駅 | A3出口より徒歩1分  |
| ・東京メトロ日比谷線  | 秋葉原駅 | 2番出口より徒歩3分  |



- 当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネット等（「スマート行使」を含む）による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- 今後の状況変化により諸々の対応に変更が生じた場合は、下記当社ウェブサイトにてお知らせいたします。  
(<https://www.pub-hub.co.jp>)